

まずは自分のお口の  
状態を知ることから



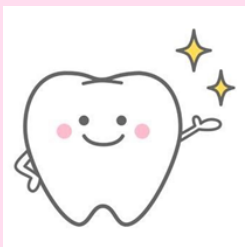
# 75歳・80歳の 歯科健診

この用紙が届いたあなたは **本年度の対象者**です。

昭和20年4月2日から昭和21年4月1日生まれの人

昭和25年4月2日から昭和26年4月1日生まれの人

病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院している方、および施設（高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設）に入所または入居している方は対象外です。



・対象者は**無料**で歯科健診が受けられます。

※治療や歯石除去等は別途費用がかかります。

・虫歯・歯周病だけでなく、かむ力など、  
お口の機能もチェックします。

昨年は  
10,000人以上  
が受診しています！

## 健診期間

# 令和8年9月1日～令和9年2月28日

# 歯科健診の流れ



**持ち物: ①受診券(事前に質問票に記入してください)②マイナ保険証または資格確認書**

## お口の健康は 全身の健康に影響します

口腔機能が衰えると全身の虚弱につながります。

そのまま放置してしまうと、要介護状態となる危険が高まるといわれています。

**入れ歯を含めた歯の数が19歯以下の場合、要介護になりやすい**

**歯を喪失し、入れ歯未使用の場合、認知症のリスクが最大 1.9 倍に**

**歯を喪失し、入れ歯未使用の場合、転倒のリスクが 2.5 倍に**

### (歯科健診の注意事項)

- ① この歯科健診は、一般社団法人静岡県歯科医師会に委託しているため、実施可能な歯科医院は、静岡県歯科医師会の会員歯科医院に限ります。実施可能な歯科医院は別紙一覧表に示していますが、他市町で受診する方は、広域連合へお問い合わせください。なお、訪問歯科健診可能な歯科医院につきましても、別紙一覧表を参考にしてください。
- ② 健診結果は匿名化したうえで、国への報告や今後の保険事業に活用しますので、ご了承ください。
- ③ 受診券を不正に使用した場合は、刑法により罰せられることがあります。
- ④ 年度途中で静岡県外から転入された方などは対象になりません。
- ⑤ 長期入院者及び施設入所者は歯科健診の対象外となります。受診券が送付されることがありますが、受診はできません。